

## 総務文教委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成28年 3月14日 開会 9時57分 閉会 11時36分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

|      |       |      |      |
|------|-------|------|------|
| 三宅文雄 | 西村慎次郎 | 藤原浩司 | 上野安是 |
| 簀戸利昭 | 藤原清和  | 森本典夫 |      |

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 副議長 西田久志

(2) 説明員

|         |       |            |      |
|---------|-------|------------|------|
| 副市長     | 三宅生一  | 総務部長       | 長野隆  |
| 総務部次長   | 大舌勲   | 会計管理者      | 笹井洋  |
| 総務部参与   | 渡辺聡司  | 監査委員事務局長   | 小出堅治 |
| 秘書広報課長  | 猪原慎太郎 | 企画課長       | 山下浩道 |
| 税務課長    | 吉本泰人  | 芳井支所長      | 三宅孝一 |
| 美星支所長   | 金高常泰  | 総務部検査参事    | 井上和志 |
| 総務課長補佐  | 藤原雅彦  | 財政係長       | 伊藤圭史 |
| 教育長     | 片山正樹  | 教育次長       | 山田正人 |
| 学校教育課長  | 川上吉弘  | 学校教育課参事    | 倉田和彦 |
| 生涯学習課長  | 唐木英規  | 生涯学習参事     | 綾仁一哉 |
| 文化課長    | 藤井清志  | スポーツ課長     | 宮良人  |
| 図書館長    | 山本高史  | 学校給食センター所長 | 藤代旨弘 |
| 市立高校事務長 | 三村信介  | 教育総務課長補佐   | 飛田圭三 |

(3) 事務局職員

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 川田純士 | 事務局次長 | 岡田光雄 |
|------|------|-------|------|

6. 傍聴者

- (1) 議 員 河合謙治、坊野公治、三輪順治、宮地俊則、佐藤 豊、井口 勇
- (2) 一 般 0名
- (3) 報 道 1名

7. 発言の概要

**委員長（三宅文雄君）** ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

**〈副市長あいさつ〉**

**副市長（三宅生一君）** 皆さんに改めましておはようございます。

興譲館の紅梅、白梅も本当にきれいな花を咲かせてくれております。そういった中、皆様方には総務文教委員会を開催いただきました。ご多用の中お集まりいただきましたこと厚くお礼を申し上げたいと思います。

この委員会に付託されております議案であります。条例が8件と、それから過疎計画事件案件が1件ということになっております。慎重に審議をいただきながら適切なご決定を賜りたいというふうにも思っております。

なお、お手元にお配りをさせていただいております平成28年2月市議会定例会報告事項というのがあります。後ほどお目通しをいただけたらというふうに思うわけですが、3ページ目に井原市歴史講座「武士の装い」、第2回目がこの18日金曜日にありますが、講師の先生が岡山県立博物館主任の学芸員佐藤寛介さんであります。この方による那須与一の武器と武具についてということですが、この方が井原のお住まいの方でもありますし、県立博物館でご活躍をいただいております。こういった方のご講演も皆様方、もし時間が許すならご参加していただいてご聴講いただけたらありがたいなというふうにも思っております。本日はひとつよろしく申し上げます。

**〈議長あいさつ〉**

**〈議案第21号 井原市情報公開条例及び井原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について〉**

**〈なし〉**

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 2 2 号 井原市行政不服審査会条例について〉

委員（森本典夫君） 第 6 条の 5 で非公開とするというふうになってますが、その理由。

総務部次長（大舌 勲君） この内容につきましては、不服審査に関する審議、利害関係者の個人情報を含めたことがございますので、そういった意味で会議の審議を公正に行うためということで非公開としております。

委員（簀戸利昭君） 第 4 条の市長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織するということではありますが、どういうメンバーを予定されておるのかお示しいただけたらと。

総務部次長（大舌 勲君） 選考につきましてはこれからでございますけども、現在、井原市では情報公開不服審査会といった弁護士の方、それから大学の先生の方、学識経験者の方、こういった方をお願いしている審査会がございます。こういった方を中心に選考していきたいと考えております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 2 3 号 井原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第24号 井原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第26号 井原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第31号 井原市行政不服審査関係手数料条例について〉

委員（森本典夫君） 手数料の減免の第4条ですが、3行目に経済的困難による手数料を納付する資力がないと認めるときはというふうになってますが、経済的困難というのを判断するのはどういう基準にするのか、そのあたりをお聞かせください。

総務部次長（大舌 勲君） この手数料につきましては、審査資料を請求審査人はできる

ということでありますので、基本的には交付を拒むことはできないということでありまして、基本的に手数料をいただきながら資料を関係者にお渡しするということが原則であります。そういった中で、資料を交付するということに対して手数料を取ることとされておりますが、払えないために資料請求できないということ防止するためということが本則でございますので、特にここに関して具体的な基準は設けておりません。

**委員（森本典夫君）**　　そういうことになりますと、経済的困難と認めるのは何をもって認めるのかわかりませんが。

**総務部次長（大舌 勲君）**　　ケース・バイ・ケースだろうと思いますけども、ここに表に別途にありますように手数料を定めております。こういった実費相当が払えない状況であるかどうかということにつきましては、その都度その都度、ケース・バイ・ケースでその人の状況を含めて判断されることだろうと考えております。

**委員（森本典夫君）**　　言われることはわかるんですが、どうもちょっと理解に苦しむんですが。経済的困難でこれだけの手数料を払えないというようなことになると、かなりの経済的に困窮者だというふうな判断をするべきものだと思いますけれども、それを判断するのはケース・バイ・ケースと言われればそれで解決するんかもわかりませんが、そこらあたりは、全くそのときそのときでその人の経済状況を把握してということで行くとなれば、そこらあたりの尺度が全くわからないんですが、もうちょっと具体的になりませんか。

**総務部次長（大舌 勲君）**　　具体的にというのは大変難しいと。やはりケース・バイ・ケースであろうかと思えます。先ほどから申しましたように、資料請求については請求資料を関係者にお渡しということが一番この法律に定められておりますので、そういったことが経済的困難によって資料を渡すことができないということを防ぐという意味がございますので、どなたにでも資料請求していただけるというのが基本のもとであります。ですので、やはりケース・バイ・ケースになろうかと思えます。

**委員（森本典夫君）**　　それでは、減免を受けようとするれば手続としてはどういうふうにするのか、それから最終判断はどなたがされるのか。

**総務部次長（大舌 勲君）**　　まず、書面をもって資料請求を審理員に行う場合、それから審査会に行う場合がございます。それぞれに書面に応じて、審理員または審査会のほうに書面で提出していただくということになります。

**委員長（三宅文雄君）**　　最終判断について。

**総務部次長（大舌 勲君）**　　審理員に出された場合は審理員が、審査会に出された場合は審査会のほうで判断をします。

**委員（森本典夫君）**　　その書類というのは、市のほうで置くということよろしいでしょうか。

総務部次長（大舌 勲君） はい。そのとおりでございます。

委員（森本典夫君） 終わります。

委員（西村慎次郎君） 別表の表番2ですけれども、対象電磁的記録に記録された事項を用紙のという云々かんぬんですけれども、その中でコンピュータ用紙という、ここだけ曖昧な表現なんですけど、何を指されていますか。

総務部次長（大舌 勲君） コンピュータ用紙というのは、ここではA判とかB判とか定型のあるんですけども、特にその都度コンピュータで出すものについては、俗に言う帳票、連続帳票であったり、そういったものに出力する場合もございます。こちらがつくっているものがそれぞれ形が違ふと思いますので、そういったものに出力する場合のことを言っております。

委員（西村慎次郎君） 上の2つのこれも多分コンピュータ用紙の範囲に入るんだと思っているんですけど、それ以外のコンピュータ用紙という理解かなというふうに理解しました。

先ほど読んだ見出しの対象電磁的記録に記録されたという対象電磁的記録媒体に記録されたんじゃないかなと思う。今読んで思ったんですが。媒体は入らないですか。記録に記録されたという。

総務部次長（大舌 勲君） 法の第38条に電磁的記録に記録された事項というのがうたわれておりますので、そこに媒体が入っていないので、その文章を使いました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第32号 井原市税条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 33 号 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する  
条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 40 号 井原市過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年度から平成 32 年度）の  
策定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（三宅文雄君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

**委員長（三宅文雄君）** 本日の所管事務調査事項は、井原市立井原中学校建設事業の概要についてであります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

**委員（森本典夫君）** マイナンバーにかかわる問題ですが、役所で手続をする場合にマイナンバーが必要だという書類がどの程度あるのか。

といいますのが、先般、高額医療費の該当者で高額医療費の限度額をちょっとオーバーしたということでこれだけの金額をお返ししますということで通知が役所から来て、その該当者が手続に市のほうへ来られて、その中でマイナンバーを記入してくださいということで、最終的には記入したんですが、そういうものが要るんだろうかというようなことを私に質問されましたので、役所へ確認して、それは必ず必要だということだったのでその旨は関係者には言いましたけれども。

マイナンバーの通知カード等々をここまで持ってきて記入しなければならないというのが、カードを持っておられる方はカードを持ってこられるんでしょうが、役所のそういう手続上必要なものはどういうものがあるのか、そのあたりが把握できればというふうに思っていますので、そのことについてご協議願いたいと思います。

**委員長（三宅文雄君）** この際、お諮りいたします。

森本委員提案のマイナンバーの運用についての件について所管事務調査事項として追加することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

〈マイナンバー制度の運用について〉

**企画課長（山下浩道君）** 急なご提案でしたので、細かい資料は手元に持ち合わせておりませんが、社会保障と税に関する手続きに要するマイナンバー制度ということで、税の関係では、償却資産の申告、これにマイナンバーの記載を求めています。それから確定申告におきましては、いま行っている確定申告ではなくて、来年の2月3月にさせていただきます確定申告から、マイナンバーが必要となってまいります。それから社会保障分野ですと、先ほど森本委員がおっしゃられました、市民生活部関係ですと国民健康保険とか後期高齢者医療の高額医療費の払戻手続きでありますとか、健康福祉部関係でありますとか、介護保険の給付事務、給付申請に必要な手続きでありますとか、保育園の入所手続、そういったことに関して、マイナンバーの記載を求めています。

ただ、通知カードあるいは個人番号カードをお持ちにならずに来られたからといって、お家に取りに帰って下さいとか、そういったことはないように実務上取り扱いをしております。情報の収集については、本人の同意が必要ですので、番号がわかるものを持っておられないということであれば、市役所のほうでお調べしてよろしいですかということで、本人のご了解を頂いて、いいですよということになると、市役所のほうで調べて補記をするという扱いにしておりますので、住民の方のご負担は求めないということにしております。

**委員（森本典夫君）** 先ほど言いましたような高額医療費医の払い戻しの手続に来られた女性の方ですけれども、その方がマイナンバー通知は持っていったんですが、今世間でマイナンバーが漏れたらいけんというようなことをその人は意識されておまして、最初書き送ったらしいんですね。そうしますと、今課長が言われたように、こっちのほうで調べますからよろしいですかというようなことではなくて、次の言い方が大変問題だというふうに思うんですが、本人は恐ろしかったというふうなことを言ってますが。書かれんのでしたら、こっちがどがんことをしても調べますでというふうなことを職員が言われたんで、そのときに大変恐ろしかったというふうに表現、その女性はされましたけども、そういう対応をされるというのは、僕自身もそこへ僕はおらなんだからわからんのですが、その女性は恐ろしかったというふうなことを言われたんです。

したがって、そういう意味では、その手続をされた男性の方だったそうですが、職員の方は、たまたま通知を持っていったんでそこへは最終的には書いたんですが、その経過の中でそういう発言をされたということで大変恐ろしかったというふうなことを言われておりましたので、特にそれはちょっと困ったこっちゃなという話はしたんですが、そのあたりを窓口の方にもよく指導をしていただきたいというふうに思うんです。どの程度言われたんかわかりませんが、その人はとにかくもう恐ろしかったと、どがんことしてでも調べますでというふうな。了解をいただいて調べさせてもろうてもよろしいかという課長の言い方と全く真反対の対応をされたということがありますんで、その点、マイナンバー、特に今言われたようなところで必要なものがあれば、言ってみれば優しく対応していただくというふうにしなないと、今言いましたように恐ろしかったというふうな気持ちを持って帰られて、僕のところへ相談があったわけですので、そういう意味では、今後の対応としてそこらあたりを職員の方が配慮しながら発言すると、相手と話をすることにしていかなければならない、そうしていただきたいというふうに思うんですが、副市長、その辺どうでしょうか。

**副市長（三宅生一君）** お話をお伺いし、職員の対応に関しまして極めて残念だなというふうに感じました。こういった新しい制度あるいは市民の方が窓口に来られていろいろなこと、さまざまなことを疑問に感じられて質問をされる、あるいは窓口でさまざまな話を聞きたいというようなことがきっと幾つもあるんだろうと思うわけですが、窓口での質問者ある

いは市民の方に寄り添う形で、あるいは何を求められているのか、そういったことを十分に内容を把握し、極めて丁寧な接客といたしますか、ことが求められているというふうに思っております。

こういったことがもちろんの氷山の一角であってもならず、今後職員の研修を含めて、ほぼ研修以前の問題だなというふうにお伺いしたわけですが、この件は窓口業務においてのことだったんだろうと思いますが、窓口のみならず職員が全員こういったことのないように、再度引き締めるようには、市民の寄り添うようにという形でこれを上げていきたいというふうに思います。二度とこういったお話を聞かないようにやる、あるいは聞かれてないのに、寄り添いまたどんなご用事ですかというぐらいのことが必要だというふうに思っております。本当にその方に申しわけないという気持ちでいっぱいであります。

**委員（森本典夫君）** 副市長が言われておりますので、今後はこういうことがないように窓口対応も含めてやられると思います。

特に、担当課のところで男性ということは言いましたけれども、誰かということまではこっちは対応した女性に聞けば誰かわかるだろうと思いますが、そこまでは求めませんので、特に担当課でそういう事案がありましたので、一般的な対応としてこういうことを気をつけましょうよと言えばその方が心にひっかかる部分があると思いますので、特に今回こういうことが起きた担当課については、そのあたりを全体的な職員の意志として心がけましょうねということで注意を特にしていただきたいということを要望いたしますが、その点よろしくお願いをしたいと思います。

〈なし〉

#### 〈井原市立井原中学校建設事業の概要について〉

**委員（森本典夫君）** 今後、保護者の方、子供さんたち、教職員の方々からはどういう形で、こういう案が出ておりますが、意見を吸い上げるというふうなことをお考えでしょうか。

それから、現在のプールというのは、後はどういうふうな利用になるのか。壊してしまうとは書いてありますが、その跡地はどういうふうにするのか。まずそのあたりをお聞かせいただきたい。

**教育次長（山田正人君）** 学校の現場の先生方あるいは保護者の方の意見の吸い上げをどうするのかというご質問でございますが、現在、先ほど申し上げました基本設計を進めております。

もちろん、まず学校の先生方のご意見も伺う必要がございまして、これまで学校の先生方のご意見は5回、そういう意見をいただく場を設けておりまして、その都度平面計画等を修正しながら進めております。

また、保護者の方でございまして、井原中学校の現在の生徒の保護者の方、それから井原中学校区の5つの小学校の児童の保護者の方に対しまして昨年11月に本年度基本設計に着手すること、そして来年度に実施設計をすること、そして29年度から建設工事をする、あるいは仮設校舎は建設せずに既存の校舎を有効に活用するというお知らせをいたしております。それから、先月、2月でございまして、井原中学校のPTAの方、三役の方に先ほど説明させていただきましたプロポーザルの提案概要について説明をさせていただいております。

それから、プールを北のほうに移転させるわけですけど、現在のプールの跡地であります、いろいろ今現在活用方法を考えておりまして、例えば駐車場にするとか、その有効な活用方法について今検討をしているところであります。

**委員（森本典夫君）** 教職員の方に対してはこれまで5回ということでありまして。それから、保護者については、現在の子供さんがおられる方、それから5つの関係小学校の保護者の方に説明はされたということでありまして、今回示されたこれについては2月のPTAの三役の方には示されたということですが、これ以前の方、それぞれ説明をされたときには、これは多分示されてないんだらうと思っておりますが、改めて教職員や保護者の方にこういう計画も含めて示して、どういうふうなご意見があるのかというふうなことを聞かれる計画になるのかどうか。

それから、以前、教職員や保護者の方にいろいろお話をしたということでありまして、そういう中で出た意見等々はどんなことがあったでしょうか。

**教育次長（山田正人君）** まず、井原中学校のPTAの役員の方には、きょうお示した資料をお示しして説明をさせていただきました。

保護者の方の意見でございまして、平成25年度に井原中学校建設計画検討委員会というのを設置いたしまして、3回会議を開催いたしております。そうした中で、保護者の方、当時の井原中学校のPTA会長さんあるいは中学校区5つの小学校のPTAの会長さん、地域の方等のご意見をいただいております。

その中で一番多かったのは、ご承知のとおり、今の中学校、高低差がございまして、とにかくバリアフリーにしてくれと、移動しやすい校舎にしてくれというご要望が大半でございまして、それをプロポーザルの仕様書に反映して、そういった計画をお願いしますということを業者にはお願いいたしております。

改めてこの計画を示す時期でございまして、今基本設計を進めておりまして、昨年12月

に補正予算をお願いして議決をいただきました。同時に28年度に繰り越しをいたしております。5月末には基本設計ができ上がります。その段階で大まかな具体的な計画、スケジュール等が出てまいります。その際に、保護者の方、市民の方にこの計画内容を何らかの方法でお示ししたいと考えております。

**委員長（三宅文雄君）** 教職員の声について。

**教育次長（山田正人君）** 教職員の方のご意見であります。今現在、これまで5回そういう場を設けております。プロポーザル方式で設計業者を決定したわけでございますので、基本的には提案を尊重しなければならないと考えております。しかしながら、現場におられる先生方、例えば相談室を全ての階に設置してほしいとか、生徒の指導上先生方が子供たちを見守れるような校舎にしてほしいとか、あるいは教職員が休憩できる場所が欲しいとか、いろんなご意見をいただいております。受け入れられることについては設計に生かしている段階であります。

**委員（森本典夫君）** そういうことは、設計段階で設計する設計事務所に伝わって、今それが進んでいるというふうな判断でよろしいでしょうか。

**教育次長（山田正人君）** もちろんそうでございます。

**委員（森本典夫君）** 5月末以降、いろいろ説明、お話をすることですが、今までの保護者の方に対しては、主にはPTAの役員さんと話をされとることですが、そういう意味では、先ほども言われましたように、PTAの役員さんとか市民の方というふうなことで市民が入っているんですが、できるだけ多くの方の意見を聞いてそれを反映するという意味では、説明する対象者を広げる必要があるのではないかなというふうに思いますが、どのあたりの範囲でというふうなことをお考えなんですか。

**教育次長（山田正人君）** 市民の方にお知らせする範囲ということですが、どういった方に対してお話をするのか、するのかもしれないのか、どういう方法で計画をお知らせするのか、時期がいつなのか、内容はどうなのか、今後検討してまいりたいと思っております。

**委員（森本典夫君）** できるだけ多くの方の声を聞いていただいて、関係者の要望は何もかも全部入らんとと思いますが、できるだけ聞いていただいて、それが具体化されるということになれば、それぞれの方もよかったなということになるし、いい中学校ができたなということになると思いますので、そういう意味ではかなりそこへ力を注いで、よく声を聞いていただくというのが大変大事だと思いますので、よろしくお話をしたいというふうに思います。

それから、地形的な問題ですが、これを1つの校舎にしてしまうということですが、後ろの山については全く不安はないのでしょうか。いろいろ工事を今までしているわけ

ですが、地すべり、崩壊、崩落という心配はこの地域はそういうところなんでというのも校舎を建てかえるという理由の一つにもなっているわけですが、そのあたりは全く心配がないのかどうなのか。つくった、崩落して1階、2階が潰されたというようなことにはならないだろうというふうには思っていますが、そのあたりは教育委員会としてはどういうふうにお考えでしょうか。

**教育次長（山田正人君）** 崩落の危険がないのかということですが、本年度で県営の急傾斜地の崩壊対策事業が完了いたしました。現場を見てみますと大変頑丈な擁壁もずっとついていただいております。ですから、心配されているそういう崩落は今後ないだろうと思っております。

**委員（藤原浩司君）** るる説明をしていただきました。私も中学校のほうの役員をさせていただきとるもんで、この間の説明、十二分に聞かせていただきました。そのときに、教育委員会のほうへ言ったと思うんですけど、期間が長い工事なんで、この間には受験を迎える子供がいらっしゃる。それと、各期末考査とか中間考査とかというテストがございます。そういうところは、教育委員会のほうはどのようにお考えなのか教えてください。

**教育次長（山田正人君）** 工事を進めるに当たりましては、教育活動にまず支障を来してはならない。さっきおっしゃいました期末考査のテスト、それから受験、このあたりも支障を来してはいけない。当然、そういう考慮もしなければならぬと考えております。このあたりは、その期間中、例えば工事に実際入りまして、テスト期間中は工事をストップするかということも考えられると思います。教育活動に支障を来さない、これが一番だと思っております。このあたりもしっかり考慮しなければならぬと考えております。

**委員（藤原浩司君）** 次長のほうから力強い答えをいただきましたんで、ここのところは本当にデリケートな部分で、特に受験を抱えている方々と3年生の試験考査というもの高校受験の成績に響きますんで、そこは本当に慎重にやっていただきたい。

とはいえ、工事を請けられとる方も仕事ですから、休みが多くなりますと工期延長等ということになりますんで、その辺の保護配慮もよくしていただいて。

全体的に見させてもらって、今、ちょうど全部の写真が写るところあるんで、このイメージ図面からいきますと、ああこうなるんか、ああなるんかということがわかりますが、長期間の工事の中でトラブルのないように、また工事される方、また子供さん、保護者の方が来られるときに絶対に事故のないようにご配慮いただくようによくご指導していただきたい、このように思います。

**委員（簀戸利昭君）** 出身校でないのでよくわからんんですけど、28年度の後半に北校舎、中校舎の空調設備を設置しますとあるんですが、本館にどういう機能があって、普通教室があるんかないんかとか、空調設備があるのかないのかをお答えください。

**教育次長（山田正人君）** 今現在どの部屋に空調があるかということですか。

**委員（簀戸利昭君）** これは、28年度に北校舎と中校舎に空調設備を設置すると書いてあるんですけど、それから本館はどういう機能があつて、普通教室があるのかないのかということと、そこにも一旦南校舎から本館へ引っ越しということもありますので、どういう教室があつて、本館には空調設備が直接すぐには入らないのかということ。

**教育次長（山田正人君）** 今回の本館、本校舎でございますが、ここには特別教室、音楽室であるとか美術室であるとか、それから校長室、事務室、保健室がございます。保健室、校長室、事務室には空調は設置しておりますが、それ以外の教室には空調機は設置しておりません。図書室にも空調機は設置しておりません。

**委員（簀戸利昭君）** 北校舎、中校舎に空調設備を設置するというところでございますが、それは解体されるときには外して新館に持っていくということで理解しとけばええんでしょうか。

**教育次長（山田正人君）** そのあたりも検討いたしました。とにかく工事期間中、騒音、粉じんを考慮して普通教室がございます北校舎、中校舎、こちらには空調が必要だろうという判断をいたしました。

その手法であります、今おっしゃいました新校舎に設置する空調を前倒しで北校舎、中校舎に設置する手法もございます。あるいはレンタルの空調設備を北校舎、中校舎に設置する手法もあると思います。このあたりを今検討してます。

**委員（上野安是君）** 28年度から32年度までの生徒の数とクラス数には大きな変動がないということで考えられておりますか。

**教育次長（山田正人君）** 生徒数の推移でございますが、向こう10年ほどでしたか、生徒数の推移を見てみました。最大で1学年5クラスです。今、資料を持ち合わせておりませんが、十数年後には4クラス以下になるというふうに推移している。そういう推移を見て、普通教室の教室数も考慮して設計を今しております。

**委員（西村慎次郎君）** わかればいいんですが、井原中学校の建設事業費、総額どれぐらいの予定でしょうか。

**教育次長（山田正人君）** 総事業費でございますが、今基本設計を進めておりまして、基本設計ができた段階で概算事業費も示されるのではないかと考えております。

〈なし〉

**委員長（三宅文雄君）** ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始ご熱心にご議論いただきました。なおかつ適切なご決定をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。通じていただきましたご意見、ご提言等につきましては、必ずや今後の施策の推進に役立てていきたいというふうに思っております。

これから日に日にぬくみが増してくるのかなというふうにも思いますが、花粉あるいはいろいろな面で皆様方には健康にも留意されて、ますますご活躍をいただきたいと思っております。特に、インフルエンザ警報もまだ解除になっておりませんので、そういったことも含めて考慮し、くれぐれもご自愛いただけたらと思っております。ますますのご発展をご祈念申し上げましてお礼のごあいさつをさせていただきます。ありがとうございました。

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議〉

- ・番号1

〈継続調査〉

委員長（三宅文雄君） 閉会に当たりまして、議長何かございましたらお願いします。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。皆様ご苦労さまでございました。

## 議会への提案について

### 番号 1

○総務文教委員会

| 回収場所   | 記入日   | 内 容  |
|--------|-------|--|
| 市役所 1F | 2月20日 | <p>近年くみ取り式のトイレを使用することが出来ない人が増えております。水洗式でも和式の場合、体の状態により、しゃがむ事が出来ない人も大勢おられます。まず公共施設の（学校、公園等）のトイレの洋式への改修をお願いします。</p> <p>次の段階として、西江原の市民の声を聴く会で私の要望しております、永祥寺、法泉寺の件についても、昭和30年の条例の見直しをして、観光客の皆様の利用の出来る形のトイレ等にする為の資金の出せる様に改めて頂くようお願いします。</p> <p>都会から地方へ人口移動を進める為にも生活環境の整備は大事なことと私は考えております。</p> |

回答（案）

継続調査